

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	1 幼児に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

幼児の交通事故を防止するためには、幼稚園、保育所等における交通安全教育や交通安全指導が重要となることから、幼稚園の園長、教諭、保育所の所長、保育士等を対象とした指導者研修会を開催し、指導体制の充実を図る。

また、チャイルドシートの使用促進を図るため、積極的にチャイルドシートの被害軽減効果及び正しい使用方法についての広報啓発活動及び指導を実施する。

なお、幼児に対する交通安全教育については「交通安全教育指針」に沿った活動を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

身近な生活における交通安全のきまりに関心を持たせ、安全に行動できる習慣を身に付けさせることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

幼児の発達の特性及び興味、関心に即した交通安全指導の年間計画を立て、総合的な活動の中であらゆる機会をとらえ、歩行者としての基本的な事項の習慣や態度を育成する。

（例えば、道路の安全な横断の仕方、信号の意味と見方、自転車《三輪車を含む》の安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として

ア 事故から身を守るだけでなく、安全に気を付けて行動するための能力や習慣・態度を幼児の発達の特性に応じて身に付けさせる。

イ 幼児が安全に行動できるようにするために、日常生活の中、身近な道路で家族や地域との連携を図りながら幼児の交通安全教育を実施する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

幼稚園・保育所及び保護者と連携して、人形劇、紙芝居や視聴覚機材を活用するなどした効果的な交通安全教育を実施する。

イ 保護者に対する交通安全講習会等の開催

保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を開催する。

ウ 交通安全教育への支援等

幼稚園・保育所等に自主的な交通安全教育を促すため、交通安全教室への講師の派遣及び交通安全に関する情報提供などの支援を行う。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、道路の渡り方や正しい自転車の乗り方を指導するほか、ダミー人形による衝撃実験や交通安全アニメ映画等を活用した交通安全教室を実施する。

イ きまりを守り、安全に行動できるよう幼児に対する巡回交通安全教室等を開催する。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

ア 日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭との連携を図りながら具体的な体験を通してくり返し指導を行い、安全に通園しようとする能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

イ 交通に関するいろいろな危険な事象に気付かせ、安全に気を付けて行動する能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

ウ 幼児の特性を理解し、きめ細かな無理のない計画を立て、直接体験を通して安全に対する基礎的な理解や習慣・態度を養う。

エ 自分たちの身の回りには、いろいろな人たちが働いていることに気付かせるとともに、皆が安全に生活するために努力している人がいることに気付かせ親しませる。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

3 前年度の実績

(1) 警察

幼児に対する交通安全教育実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	対象人員
幼 児	673回	69,190人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
保育所・幼稚園	回数	38	40	78
	人数	1,963	3,392	5,355

(3) 北九州市教育委員会

事 業 内 容	実 績
交通安全教室（親子）	4回 （公立幼稚園4園、全てで実施）

4 令和2年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,881千円（交通安全センター委託料）

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	2 小学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

小学生に対して、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上を図る。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、自動車の特徴と安全な行動等を重点に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 「指導の重点」や諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

- ・ 歩行者及び自転車利用者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方、自転車の安全利用等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- ・ 小学生に自転車の正しい乗り方を身に付けさせ、その習慣化を図ることを目的とした交通安全子供自転車大会を開催する。

イ 教職員・保護者による自主的な交通安全教育の促進

児童が交通安全行動の手本とする保護者や、日頃から児童と接する機会の多い教職員等による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集を活用した恒常的かつ継続的な交通安全教育を促進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、各種交通安全教室を通じて正しい自転車の乗り方を指導するほか、自転車運転免許証制度（平成18年7月から実施）を積極的に推進する。

また、自転車教室やダミー人形による衝撃実験、死角実験を行うほか、交通公園施設を利用した効果的な交通安全教室を実施する。

イ 交通のきまりを学び、安全な行動を身につけさせるために、巡回交通安全教室や自転車教室を開催する。

- ウ 新入学児童に交通安全黄色い帽子を贈り、児童及び保護者等の交通安全に対する意識を高めるとともに、運転者に対して注意を喚起する。
 - エ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、視認性を高めることについて啓発し、明るい服装や反射材の着用、普及に努める。
- (3) 北九州市教育委員会（指導第二課）
- ア 研修会等で「指導の重点」や諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。
 - イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。
 - ウ 交通事情の変動と児童の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。
 - エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教室の実施を促進する。
 - オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。
 - カ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

3 前年度の実績

(1) 警察

小学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	対象人員
小学生	1,377回	111,764人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
小学校・ 特別支援 学校	回数	12	109	121
	人数	189	7,403	7,592

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

事業内容	実施状況	
	小学校 130校	特別支援学校数7校
通学路の安全点検	130校（100%）	7校（100%）
交通安全教室や 自転車教室の実施	130校（100%）	7校（100%）
交通安全街頭指導	130校（100%）	7校（100%）

4 令和2年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
27,881千円（交通安全センター委託料）

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	3 中学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通安全についての意識を高め、交通社会の一員としての自覚を持ち、正しい交通マナーやルールを習得させることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 「指導の重点」や諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域、PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

自治体、関係機関・団体等と連携し、スタントマンが自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 中学校における主体的な交通安全教育の促進

自治体、関係機関・団体等と連携し、中学校における自転車運転免許制度の導入など、自転車の交通ルール・マナーの周知を図るための主体的な活動を促進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 中学2年生全員を対象に、教材を配布して自転車交通ルール検定を実施する。

イ 信号無視、夜間の無灯火などの自転車の無謀運転を防止するため、正しい自転車での走行方法や規則、責任について学習する交通安全教室を開催する。

ウ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用を促進する。

特に、自転車利用時の無灯火の防止、早めの点灯、反射材の装着徹底について啓発に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

ア 研修会等で「指導の重点」や諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。

イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

- ウ 交通事情の変動と児童生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。
- エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。
- オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。
- カ 中学2年生を対象に自転車交通ルール検定を実施する。
- キ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

3 前年度の実績

(1) 警察

中学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	対象人員
中学生	165回	43,111人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導 中学生の実施なし

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

事業内容	実施状況		
	中学校 62校	特別支援学校数 8校	高等学校 1校
通学路の安全点検	62校（100%）	8校（100%）	1校（100%）
交通安全教室や自転車教室の実施	62校（100%）	8校（100%）	1校（100%）
交通安全街頭指導	62校（100%）	8校（100%）	1校（100%）

4 令和2年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,881千円（交通安全センター管理運営費 委託料）

500千円（自転車交通ルール検定 委託料）

実施機関：警察、北九州市教育委員会（指導第二課）

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	4 高校生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に通行するために、必要な技能や知識、交通マナーを習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持って行動することができる健全な社会人の育成を目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）

また、交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

自治体、関係機関・団体等と連携し、スタントマンが自転車事故を再現するスクエアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。また、高校生については、二輪車安全運転福岡県大会（県交通安全協会主催、福岡県二輪車普及安全協会、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び福岡県警後援）、グッドライダーミーティング（福岡県二輪車普及安全協会主催及び福岡県警後援）などを通じて、二輪車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得に向けた交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 主体的な交通安全教育の促進

自治体、関係機関・団体等と連携し、各高校において自転車の安全利用をはじめ、二輪車・自動車の特性、危険予測・回避、運転者の責任、応急手当等に関する交通安全教育が円滑に行われるよう情報の提供等の支援を行い、主体的活動を促進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

高等学校での交通安全教育の充実を図るため、

- ・交通安全に関する情報提供（資料配布など）
- ・自転車の安全利用、危険運転防止及びマナーアップの呼びかけ
- ・夜間の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用促進

などを警察等と連携して実施する。

(3) 北九州市教育委員会

- ア 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。
- イ 交通事情の変動と生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。
- ウ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。
- エ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。
- オ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

3 前年度の実績

(1) 警察

高校生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	対象人員
高校生	129回	46,193人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
高等学校	回数	2	3	5
	人数	84	1,230	1,314

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	5 成人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

大学、地域、職域等の組織に働き掛け、地域交通安全活動推進委員等とともに「交通安全教育指針」に沿った交通安全講習会を積極的に開催する。

また、関係機関・団体等との連携の下、交通安全活動に係るボランティアへの参加促進に努め、自主的な安全行動を促すなど、交通安全意識の高揚を図る。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術の習得、危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通マナーの向上を目標に啓発に努める。

2 計画の内容

(1) 警察

成人に対しては、子ども及び高齢者の模範となる交通行動を周知するとともに、保護誘導活動への協力も要請するほか、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

3 前年の実績

(1) 警察 地域、職域における交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対 象 \ 区 分	実施回数	対象人員
大学生等	121回	21,779人
社会人	2,115回	101,505人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導 令和元年度 実績なし

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課、保健福祉局長寿社会対策課、消防局消防団課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	6 高齢者に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響及び運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル、交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を推進する。

また、実施に当たっては、関係機関、団体との連携及び適切な役割分担により、体系的に推進する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 高齢歩行者等に対する交通安全教育

(ア) 安全な交通行動を促す交通安全教育の推進

歩行者シミュレーター等の各種教育資機材を積極的かつ効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、特に、夜間多く発生する高齢歩行者事故や、横断違反の実態を説明し、その危険性について周知を図る。

(イ) 明るい服装及び反射材用品の着用促進

明るい服装及び反射材用品の視認効果を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、日常的な反射材用品の着用の定着化に向けた継続的な取組を推進するほか、広報啓発活動を通じて明るい服装や反射材用品の有効性による着用意欲の醸成を促進する。

イ 高齢者宅訪問による個別指導の実施

交通安全講習を受講する機会の少ない高齢者に対しては、自治体、関係機関・団体等と協働し、訪問型の個別指導を実施する。

ウ 高齢者の交通安全講習受講者数の拡大

(ア) 社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用した交通安全講習受講者数の拡大、交通安全情報等の積極的な発信に努める。

(イ) 地域交通安全活動推進委員等と連携して戸別訪問活動による交通安全教育を行う。

エ 地域交通安全活動推進委員制度の活性化

地域における高齢者の交通安全意識の浸透を図るため、老人クラブを始めとした高齢者関連団体のリーダー等への働き掛けを行い、地域交通安全推進委員の充足を図るなど、同制度の活性化を促進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課、保健福祉局長寿社会対策課、消防局消防団課）

ア 交通安全教室等、高齢者の事故の特徴や身体的特徴に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 警察、各区交通安全推進協議会、市立年長者研修大学校などとの連携により、交通安全教室を開催する。

ウ 夜間の交通事故防止のため、視認性を高めることの重要性を認識させ、明るい服装や反射材の着用の促進を図る。

エ 薬剤師会と連携し、調剤薬局を訪れた高齢者に対して交通事故防止のワンポイントアドバイスに記載した啓発物を配布する事業を実施し、交通安全に対する意識を向上させる。

オ 介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、交通安全の啓発などを行うとともに、

福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図る。

3 前年度の実績

(1) 警察

高齢者に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	実施人員
高齢者	1,704回	45,803人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

高齢者交通安全ワンポイント・アドバイス事業の実施
調剤薬局での配布 約600店舗 20,000本

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
高齢者	回数	3	4	7
	人数	80	85	165

実施機関：警察

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	7 障害のある人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

障害のある人に対し、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、地域における福祉施設、福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 特別支援学校等における交通安全教育への支援
特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

イ 障がい者の交通安全指導員に対する支援
一般財団法人日本福祉用具供給協会等の関係機関・団体と連携した講習会を実施するなど、電動車いす販売業者等を通じた利用者やその家族に対する交通安全教育を促進する。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	8 外国人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

外国人に対する交通安全教育として、わが国の交通ルール・マナー及び市内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。

2 計画の内容

(1) 警察

外国人労働者を雇用している企業留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルールを習得させるため、交通安全教育を推進する。特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な交通安全教育を推進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

留学生等に、交通安全運動イベントへの参加を促し、体験しながら交通安全に関する知識と理解を深めるなど、効果的な啓発を行う。

3 前年度の実績

(1) 警察

外国人に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和元年中）

対象者	実施回数	対象人員
外国人	756回	12,294人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

対象者	実施回数	対象人員
外国人	13回	194人

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	2 効果的な交通安全教育の推進
目	
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する</p> <p>また、飲酒運転の危険性・悪質性や飲酒運転による交通事故の発生実態等を踏まえた交通安全教育を推進するとともに、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（以下「飲酒運転撲滅条例」という。）の周知徹底を図り、かつ着実に執行すること等により、更に県民の飲酒運転撲滅機運を高め、重大交通事故に直結する飲酒運転の撲滅を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察</p> <p>ア 交通安全教育指導者の育成等</p> <p>受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の育成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。</p> <p>さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を行うことができるように努める。</p> <p>交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 飲酒運転の危険性・悪質性の理解を深める交通安全教育の充実</p> <p>ドライビングスクール等において「飲酒運転撲滅教育用VR」を活用した飲酒運転の疑似体験等の参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に行うとともに、飲酒運転撲滅条例の周知及び交通安全教育用DVD「もう、誰もあなたを信じない～すべてを失う飲酒運転の代償～」を活用した心に響く教育を推進する。</p> <p>また、子供会、自治会等の会合を通じて飲酒運転の危険性等の理解を深める取組を行うほか、運転免許取得直前の高校生や大学生に対する飲酒運転の危険性、悪質性及び代償の理解を深める交通安全教育を実施し、学生の飲酒運転撲滅に関する自主的な活動を推進する。</p> <p>ウ 広報啓発活動の推進</p> <p>市や関係機関・団体に対して、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する情報提供を積極的に行い、市政だより等を活用した広報啓発活動を促すなど、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。</p> <p>また、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した積極的な情報発信を行うとともに、ホームページ等のソーシャルネットワーキングサービスや街頭ビジョンなどの各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。</p> <p>さらに、市と連携して事業者や飲食店の飲酒運転撲滅の取組を促進し、飲酒運転撲滅条例に基づく「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録拡大に努める。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）</p> <p>北九州交通公園において、警察のほか関係機関・団体と連携し、年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育を実施する。</p>	

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	1 交通安全県民運動の推進
1 計画の実施方針及び重点	
(1) 警察 交通安全県民運動の趣旨・重点実施機関等、実施計画等に沿った警察活動を展開するとともに、関係機関・団体に対して交通事故に関する情報を提供するなど必要な支援を行い、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。	
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、関係機関・団体と連携し、市民総ぐるみ運動を組織的・継続的に展開する。	
2 計画の内容	
(1) 警察 運動の重点に沿った交通指導取締り、交通安全教育等を強化するとともに、関係機関団体が相互に連携して、市民相互の自覚を促すための交通安全運動を組織的かつ継続的に実施する。	
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 四季の交通安全県民運動や各種キャンペーンにおいて、交通ルールの遵守や飲酒運転の撲滅などの広報啓発を行う。	
3 前年度の実績	
(1) 警察 四季の交通安全県民運動における各種交通安全キャンペーン等、広報啓発活動の実施	
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 四季の交通安全県民運動や各種キャンペーンの実施	

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	2 自転車の安全利用の推進
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>自転車は「車両」であることを、自転車利用者のみならず交通社会を構成する全ての者に周知させるため、関係機関・団体等による自主的な取組を促すとともに、交通安全教育及び広報啓発を推進し、自転車に関する規範意識の醸成を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察</p> <p>ア 自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知</p> <p>(ア) 自治体、関係機関・団体等の活動促進</p> <p>自治体、関係機関・団体等と連携し、中学校、高等学校における「自転車運転免許制度」の導入、事業所における自転車通勤者に対する自主的な教育活動など、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知を図るための主体的な活動を促進する。</p> <p>(イ) 広報啓発活動の推進</p> <p>四季の交通安全運動や自転車月間などを通じ、自治体、関係機関・団体等と連携し、「自転車安全利用五則」や改正された「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の周知など、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの向上に関する広報啓発活動を推進する。</p> <p>イ 自転車安全教育の推進</p> <p>(ア) 教育機関における自主的な自転車安全教育の促進</p> <p>小学校、中学校、高等学校等の教育機関に対して、自主的な自転車安全教育の実施、警察と連携した自転車安全教室の授業等への組み込みについて働き掛ける。</p> <p>(イ) 自転車安全教育の対象者の拡大</p> <p>世代間交流型自転車安全教育、事業所における交通安全講習など、あらゆる機会を捉えた自転車教育を推進し、対象者の拡大を図る。</p> <p>(ウ) 年齢に応じた効果的な自転車安全教育の推進</p> <p>交通ルール・マナー違反がもたらす具体的な危険性、交通事故の重大性等についての理解を深めるため、受講者の年齢に応じて、スタントマンにより自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教育を推進する。</p> <p>(エ) 自動車利用者に対する交通安全教育の推進</p> <p>自動車利用者の立場から自転車の安全を確保するため、事業所に対する交通安全教育の場などにおいて、自動車対自転車の交通事故実態を説明するなどの交通安全教育を推進する。</p> <p>(オ) 自転車運転者講習制度の周知及び適正な運用</p> <p>自転車運転者講習制度の周知を徹底するとともに、自転車の危険行為を検挙した際には、危険行為登録に係る手続を確実にを行うなど、同制度の適正な運用を図る。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）</p> <p>ア 自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施</p> <p>イ 県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施</p> <p>ウ 北九州市交通公園における自転車教室や小・中・高校への巡回交通安全教室時における自転車の安全運転指導</p> <p>エ 自転車シミュレーターを活用した交通ルールやマナーの学習と自転車事故の防止や交通安全の啓発の実施</p>	

オ 小学校高学年を主な対象とした北九州市自転車運転免許証制度（平成18年7月～）の実施

カ 中学2年生を対象とした、自転車交通ルール検定の実施

キ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の周知

3 前年度の実績

(1) 警察

自転車利用者に対する交通安全教室の実施状況（県下、令和元年中）

区分	小学生	中学生	高校生	大学生等	社会人	高齢者	総数
回数	685	160	89	67	377	43	1,421
人数	54,772	42,587	37,847	13,437	13,194	1,288	163,125

【第53回交通安全子供自転車大会】

北九州・筑豊ブロック大会（6/16）

福岡・筑後ブロック大会（6/23）

福岡県大会（7/7）

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

- ・自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施
- ・県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施
- ・主に小学校高学年を対象とした北九州市自転車運転免許証制度を実施

交通公園における交通安全教育

ア 交通公園利用状況

区分	令和元年度実績
来園者数	221,740人
自転車利用数	111,036人

イ 交通公園における団体への交通安全指導（自転車以外の交通安全教室を含む）

（単位：回、人）

区分		保育所・幼稚園	小学・特別支援学校	中学・高校・大学	高齢者	団体・その他	計
園内	回数	38	12	15	3	304	372
	人数	1,963	189	278	80	20,859	23,369
園外	回数	40	109	3	4	21	177
	人数	3,392	7,403	1,230	85	820	12,930
計	回数	78	121	18	7	325	549
	人数	5,355	7,592	1,508	165	21,679	36,299

4 令和2年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,881千円（交通安全センター管理運営費 委託料）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	3 飲酒運転撲滅に向けた規範意識の確立

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という社会機運の醸成と定着を図り、飲酒運転のない社会の実現を目指す。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

県、警察や関係団体などと緊密に連携し、飲酒運転の撲滅に向けた効果的な広報・啓発活動を行い、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」そして「見逃さない」という市民意識の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 飲酒運転指導取締りの強化

飲酒運転の取締りを強化するほか、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底する。

イ 飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進

(ア) 飲酒運転撲滅条例の周知及び効果的な運用の徹底

飲酒運転を目撃した場合の通報努力義務を始めとする福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の周知を徹底し、飲酒運転に係る規範意識の確立に努める。

また、飲酒運転撲滅条例に基づく通知に必要な調査を行い、酒類提供飲食店並びに通勤及び通学先に対する通知を迅速に行い、同条例の効果的な運用を図る。

(イ) 交通安全教育等の推進

飲酒運転の危険性、悪質性及び代償の理解を促す交通安全教育等を引き続き推進するとともに、飲酒運転撲滅条例に基づく全県民の通報努力義務を始め、飲食店等の特定事業者等の責務について周知を図るなど、地域、職域等における飲酒運転の撲滅に向けた取組を更に進め、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という規範意識の確立を図る。

(ウ) 効果的な広報啓発活動

市、関係機関・団体との連携を図り、高校生、大学生、若年の社会人など若い世代の参加促進を図った上で街頭キャンペーンを実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、飲酒運転の実態等についてタイムリーかつ効果的な広報活動を行う

(エ) 常習飲酒運転対策の推進

安全教育等において、常習的な飲酒運転の背景として考えられているアルコール依存症問題とアルコールスクリーニングテスト（AUDIT）の周知、アルコール依存症の相談窓口の教示を行うとともに、臨時適性検査による行政処分を迅速・的確に推進する。

(オ) 確度の高い飲酒運転情報の獲得

飲酒運転のおそれのある車両を認めた際の110番通報について周知を図り、特にタクシー、コンビニエンスストア等の事業主に協力を求め、従業員に対する飲酒運転の通報訓練などを実施することにより、「飲酒運転はしない、させない、許さない」そして「見逃さない」という社会機運の高揚を図るとともに、飲酒運転の徹底検挙に向けた確度の高い情報の収集に努める。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施する。

イ 小売酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とし

た街頭キャンペーンを実施する。

3 前年度の実績

(1) 警察

飲酒運転の撲滅を図るため、

- コンビニエンスストア、競馬場等の違反者が現れやすい場所における飲酒運転通報訓練
- 高校生及び大学生と協働した飲酒運転撲滅啓発キャンペーン
- 交通安全教育用DVD「もう、誰もあなたを信じない」の貸出、ネット配信
- 県警ホームページにおける飲酒運転撲滅関連記事の内容充実
- アルコール関連問題啓発週間における飲酒運転撲滅キャンペーン等を実施した。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

- ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施した。
- イ 酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とした街頭キャンペーンを実施した。

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2	交通安全思想の普及徹底
項	3	交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	4	後部座席を含む全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の定着化

1 計画の実施方針及び重点

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席のシートベルト着用の徹底を図るため、四季の交通安全県民運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(1) 警察

毎月1日と20日の「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用推進の日」の周知に努めるほか、全座席のシートベルト着用、特に後部座席における着用の必要性・有効性を理解させるため、衝突実験等の映像による視覚的な交通安全教育、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、あらゆる機会及び媒体を活用した広報啓発を推進する。また、旅客運送事業者等に対して貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、必要な指導を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、全ての座席のシートベルト着用の定着化を呼びかける。

3 前年度の実績

(1) 警察

- ア 春・秋の交通安全県民運動の重点に設定した上、シートベルト着用キャンペーン等を実施したほか、啓発用品を配布するなどの広報啓発活動を推進した。
- イ 一般道路における後部座席のシートベルト非着用者に対しては、「後部座席のシートベルト指導票」による着用指導を実施した。
- ウ シートベルト着用率全国調査結果や、（一社）日本自動車連盟との連帯によるシートベルトコンビンサーを活用した効果的な広報啓発活動を推進した。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

すべての座席のシートベルトの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	5 チャイルドシートの正しい使用の徹底

1 計画の実施方針及び重点
チャイルドシートの着用の必要性を理解させるため、衝突実験の映像やシートベルトコンビンサー等を活用するとともに、正しいチャイルドシートの取付け方法、正しい着座姿勢についても認識させる。

2 計画の内容
(1) 警察
幼児・児童の保護者等に対し、チャイルドシートの必要性を理解させるため、視覚に訴える交通安全教育を推進するとともに、幼稚園、保育所、病院等と連携した効果的な広報啓発・指導に努め、チャイルドシートの正しい取付け方法及び正しい着座姿勢の周知徹底を図る。
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、チャイルドシートの着用徹底を呼びかける。

3 前年度の実績
(1) 警察
ア 春・秋の交通安全運動の重点に設定した上、交通安全講習、街頭活動等を通じて啓発物を配布するなどのほか、チャイルドシート使用状況全国調査の結果を公表するなどの広報啓発活動を促進した。
イ 大型ショッピングモールで（一社）日本自動車連盟と連携して、幼児を連れた保護者を対象に、チャイルドシート取付け状況の点検・指導を実施した。
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
チャイルドシートの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施

実施機関：警察 北九州市（安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	6 反射材用品等の普及促進

1 計画の実施方針及び重点
高齢歩行者及び自転車の利用者を対象とした、薄暮時及び夜間における交通事故防止に効果的な明るい色の服及び反射材の着用促進を図る。

2 計画の内容
(1) 交通安全教育の推進
明るい色の服及び反射材の視認効果の理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
(2) 効果的な広報啓発活動
明るい色の服及び反射材の普及促進に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢を対象とし、日常的な明るい色の服の着用及び衣服、靴、鞆等の身の回り品へ反射材を取り付ける取組を推奨するとともに、各種広報媒体を通じて明るい色の服及び反射材の効果について積極的な広報啓発活動を展開する。

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	8 効果的な広報の実施

1 計画の実施方針及び重点
マスコミ、県警ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、市民の交通安全に対する意識及び交通マナーの向上に資する情報発信活動を推進する。

2 計画の内容
マスコミ、自治体、関係機関・団体等に対し、交通事故の発生状況、交通事故抑止に資する情報等をタイムリーに提供するとともに、県警ホームページ等を活用した情報発信を行い、市民の交通安全に対する意識の向上を図る。

3 前年度の実績
警察
ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、関係機関・団体に対する交通安全情報の提供及び発信に努めた。

実施機関：警察

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	9 その他の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 市民に交通事故防止に必要な情報を提供し、交通安全意識の高揚を図る。

(2) あらゆる年齢層に加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について啓発し、高齢者を保護する気運醸成を図る。

2 計画の内容

(1) 市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等を通じて交通事故多発地点等の交通事故に関する情報の提供に努める。また、自動車ユーザー、自動車運送事業者などに適時適切に情報提供することで、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(2) 自動運行装置を備えた自動車の実用化に向け、販売事業者等を通じた広報啓発活動を行い、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進に努める。

(3) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢運転者標識の普及・活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努めるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努める。

(4) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
目	

1 計画の実施方針及び重点

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する支援並びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。

また、団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるよう、団体相互間の連絡協力体制を強化するとともに、これらの諸団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう指導助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の活性化に努める。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 自治体、関係機関・団体等に対する働き掛け

関係機関・団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、適時、交通事故や交通安全に関する情報を提供するなど働き掛けを行う。

イ 飲酒運転の撲滅に向けた推進基盤の整備

積極的に情報提供や支援活動を行うことにより、「飲酒運転撲滅の日」(毎月25日)や「飲酒運転撲滅週間」(8月25日～8月31日)における取組等、飲酒運転撲滅条例に基づく自治体等の自主的な活動を促進するほか、企業等に対し、積極的な情報提供や支援活動等を行い、各団体による自主的な活動を促進する。

また、酒類提供飲食店に対しては、酒類提供に関する罰則及び飲酒運転撲滅条例の周知徹底を図るほか、飲酒運転撲滅宣言の店の登録、ハンドルキーパー運動への参加、運転代行業の利用推奨等、飲酒運転の撲滅のための取組を促進する。

ウ 交通関係団体の自主的な交通安全活動の推進

警察の交通安全に関する資料を積極的に提供するなどして、交通安全協会等の交通関係団体及び地域交通安全活動推進委員協議会の自主積極的な交通安全活動を促進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

各種団体に対する支援

交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会に対し、財政支援を行う。

3 前年度の実績

(1) 警察

四季の交通安全県民運動や「飲酒運転撲滅週間」等において、市や関係機関・団体等と協働して各種交通事故防止や飲酒運転撲滅に向けたキャンペーン等の広報啓発活動を実施した。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

各種団体に対する支援

交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会等に対し、財政支援を行った。

実施機関：北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	5 市民の参加・協働の推進
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。 このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。	